

消 防 だ よ り

平成30年12月号

「子どもが窒息?!そんなとき、あなたはどうする??」

～子どもの誤嚥・窒息時の対処方法について～



子どもは好奇心で何でも口の中に物を入れようとします。子どもが物を詰まらせた!! 窒息が疑われるときは一刻も早い対処が必要です。

そんなとき、あなたは どうしますか? すぐ行動にうつせますか?

子供がおもちゃやアメ玉などの食べ物を飲み込んで、喉に詰まり気道が塞がってしまうと、僅かな時間で重篤化し死亡することもあります。

身体の小さな乳幼児の異物の除去方法は大人の応急処置とは異なります!!

正しい対処法をしっかりと学んでおきましょう。

① まずは119番通報

② 背部叩打法

1. 救助者の片腕に、乳児をうつ伏せに乗せ、手の平で乳児の顎を支えながら、頭を身体よりも低く保ちます。
2. もう一方の手の平の基部で、背中の中を数回強く叩きます。
3. 反応が無くなった場合は、子どもの心停止に対する心臓マッサージを開始します。



●「子ども安全メールfrom消費者庁」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

●「消費者庁 子どもを事故から守る!公式Twitter」

https://twitter.com/caa_kodomo

●「首相官邸LINE」 <https://page.line.me/kantei>

※処置の際に、異物が見えた場合は取り除きますが、見えない場合や見えにくい場合は無理に指を入れたりしないようにしましょう!

異物を探すために、心臓マッサージを中断しないでください。

★すぐに119番に通報する事は大前提ですが、救急車が来るまでにできる窒息時の応急手当がとても重要となり、今から学んでおくことが大切です。

子どもの命を守るため慌てず適切に行動できるよう救命講習を是非受講しておきましょう!

△救命講習は、乳幼児を模した人形を用いて窒息時の対処方法を実際に体験し、実践的な技術を学ぶ事ができ、誰でも受講することが可能です。

また、誤嚥・窒息時の対処方法を学べる講習を多くの方に理解・受講して頂くため、消費者庁では主に0歳～小学生入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を配信しています。パソコンや携帯電話で、手軽に情報収集をする事が出来ますので、子どもの事故防止のために是非ご活躍ください。

★「アブナイカモ!!」をキーワードに救命講習を受講しましょう。★

受講を希望する場合は、消防本部までお問い合わせください。

(お問合せ)久米島町消防本部: 応急手当 担当
TEL: 098-985-3281

※火災の早期発見と『逃げ遅れ』を防ぐために住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の交換の目安は10年です。定期的に作動の確認をしましょう。

○消防法及び久米島町火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられました。

※火入れを行う地域の皆さんは必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。

10月出動状況 ()は、平成30年累計

・救 急	32件 (262件)	・風水害	0件 (8件)
・火 災	0件 (2件)	・捜 索	0件 (0件)
・救 助	0件 (5件)	・その他	1件 (13件)

合計..... 33件 (290件)

